

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	K L a b 株式会社		コード	3656
提出日	2026/3/6	異動（予定）日	2026/3/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	シェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ	社外取締役	○													○	新任	有
2	山田 親太郎	社外取締役	○													○	新任	有
3	井上 昌治	社外取締役	○													○		有
4	村上 寛	社外取締役	○													○	新任	有
5	山口 要介	社外取締役	○													○	新任	有
6	上田 健二	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	シェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ氏は、アラブ首長国連邦カシム家ロイヤルファミリーの殿下であります。当社のアラブ首長国連邦を始めとした中東戦略において、重要な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	山田親太郎氏は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）マーケティングの会社を創業し、インターネット及びSNSでのマーケティングにおいて豊富な事業経験及び幅広い知識を有しております。当社のゲーム事業及び新規事業におけるマーケティング戦略のアドバイザーとしての役割を果たすことが期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	井上昌治氏は、本定時株主総会終結の時まで当社の社外取締役（監査等委員）を10年務め、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	村上寛氏は、上場企業の社外取締役（監査等委員）を10年務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	山口要介氏は、上場企業を含む複数の企業の社外取締役（監査等委員）及び監査役を務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません。	上田健二氏は、市議会議員及び府議会議員を10年以上務め、大阪府議会議員としての政策及び法制度の専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

該当事項はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。